

被爆体験者精神影響等調査研究事業の 拡充に関する検討会	資料 1
令和 4 年 12 月 1 日	

被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会開催要綱

1. 目的

平成 14 年より「被爆体験者精神影響等調査研究事業」が実施されているところ、被爆体験者の高齢化を踏まえ、現状に即した事業を実施するため、医療費の給付の対象となる疾病の追加等について知見や専門的な意見を集約することを目的として、被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催することとする。

2. 構成員

- (1) 本検討会は、厚生労働省健康局長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 本検討会の参集者は、学識経験者とする。
- (3) 本検討会の参集者のうち 1 名を座長として、厚生労働省健康局長が指名する。

3. 運営方法

- (1) 本検討会の会議、資料及び議事録は、原則として公開とする。ただし、座長は、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議のうえ、これを定めるものとする。

「被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会」参集者

井上 真奈美	国立研究開発法人 国立がん研究センター がん対策研究所 予防研究部長
金 吉 晴	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 所長
高橋 秀 人	国立保健医療科学院 統括研究官
三根 真理子	国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 客員教授
山下 俊 一	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門 放射線医学研究所長

(五十音順、敬称略)